昭和 三十 年八月二

 昭和五十四年十月

 平成 二十二年十月

 平成 二十二年十月

 平成 二十二年十月

 平成 二十二年十月

 平成 三十年 五月

一日改版 一日改版 十八日改版 十八日改版版版版

定

附 款

弔 慰 規

約

千 葉 県 南 部 電 気 工 事 業 協 同 組

合

## 千 葉 県 南 部 電 気 工 事 業 協 同 組 合 定 款

# 総 則

第 壱 (1) 言文で定めるものゝ外必要な事項は総会の議決を経て定める事が出来る。 本組合の公告は本組合の掲示場に掲示し且つ必要有る時は新千葉新聞に掲載する。 本組合は事務所を本組合の地区内に置く。 本組合は千葉県南部電気工事業協同組合と称する。 本組合は組合員の本品が 組合員の自主的な経済活動を促進し且

第第第第第

六五四参弐 条条条条条

# 事 業

七 電気工事、 工事、電気器具機械並に組合員の業務に必要なる資材の共同購入及斡旋。本組合は第壱条の目的を達成するため左の事業を行う。

第

七六五四三二一 前号の事業に附帯する事業の一切。組合員の経済的地位向上の為にする団体協約の締結。組合員の経済的地位向上の為にする団体協約の締結。組合員の事業に関する経営及技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及情報の提供。電気工事の設計並に施工。

## 条 本組 合の組合員たる資格を有する者は左の各号の用件を備える事業者とする。 組 合 員 (加入及脱退

第

八

- 気工 具販 光業を
- 第 2
- /でない。 |ればならない。 |は遅延なくその引き受けようとする出資 口

第

- 3 2
- 第 内に 加 0 申 出 をし た時 は 前

  - 拾弐
  - 壱参 合員を除名することが出

第

第

- 者に対 して勧告を受け之に応せ
- 拾四

第

П 数に応じ未払込出 資 金額 を

限

- 第 拾
- 前 不 本に 本に |用料又は手数料の額は規定で定める。||組合はその行う事業について使用料又は
- 第 拾六 合は組合員に経 |費を分担させる事が出 一来る。
- 収の時
- 第 拾 らかじめ組<sup>へ</sup> 通 知した上で事業年度の終りに於てその出資口数な期及方法その他必要な事項は総会に於て定める。 於てその出資口数を減する事 が

出

第 事業を休止した時。氏名、名称又は事業を行う場所を変更した時。氏名、名称又は事業を行う場所を変更した時。 週間以内に本組合に届け出なければならない。

## 第四章 出 持 分

拾 加入金は弐万円とし一時に払込むものとする。

条但条し 本組合の出資金は壱口に付金壱千円とする。加入金は総会に於て変更する事が出来る。本組合の加入金は弐万円とし一時に払込むま

弐拾

第

第

第弐拾壱条

第弐回以後の出資の払込は払込出資金に対して配当すべき剰余金の内から払込に充てる外払込期日の少なくとも弐週間之条(出資第一回払込金額は壱口に付金五百円とする。)一組合員の出資口数は五口以上とする。 前

を支払わなければならない。 第弐拾弐条 出資の払込を怠った組合員はその払込むべき金額に対し払込期日の翌日から払込完了。 迄には金額期日及方法を記載した書面を各組合員に発するものとする。 の日迄日歩参銭 の割合で 遅延

持分の算定に際しては其の基礎となる金額で計算上不便な端数は切捨てるものとする。条 組合員の持分は積立金及準備金を除いた本組合の正味財産に付その出資口数に応じて算定する。

## 第五章 顧 問

第弐拾 兀 条 本組 合に左の役員を置 壱参名 以内

2 監理

第弐拾五条 副

3 任事長及副理事長、専務理事事故有る時は理事会に於て互選に依り壱名を定めその職務を代行する。はお副理事長事故有る時は専務理事が其の職務を代行する。配理事長は理事を補佐し理事長事故有る時は其の職務を代行する。 理事長は本組合を代表し本組合の事務を総理する。 理事長は本組合を代表し本組合の事務を総理する。

金

監事は 本組 合の財産及業務執行状況を監査し必要に応じ理事長に意見の開陳をする。

第弐拾七条 役員 の選挙は地区別 地区割り役員数により、 連記式無記名投票に依って行う。

- 2 前 頭の地区別及地区割り役員数は、 内規により行うものとする。
- 3 挙結果、 有効投票の多数を得た者を当選人とする。
- 4 票数が同一である場合には、 抽選により決する。
- 5 第一項の規定にかかわらず、 役員の選出方法は内規によりこれを定める。いらず、各地区より選出された、役員をもって総会において選任する事が出来る。
- 第弐拾 6 八条 各地区より選出する、 本組合役員の任期は左の通りとする。

監 理

事事 年年

- 補欠のため選挙された役員は前任者の残任期間とする。
- 2
- 4 3 役員は任期満了と雖も本組合事務遂行上支障有る場合は後任者の決定する迄その職務を行うものとする。 事及監事にして本組合に対し不正行為あり又は不適正と認められたる時は任期中と雖も総会の決議を経、 之を解任する
- 5 解任其の他の理由に依り役員中に欠員を生じた場合は臨時総会を開き補欠選挙を行う。
- 6 役員は再選に依る重任を妨げない。

事が出来る。

第弐拾-九条 役員に対する報酬は総会に於て定める。

参拾条 本組合は必要に応じ顧問及相談役を置く事が出来る。

第

条 参事及会計主任書記の選任及び解任は理事会に於て決する。顧問及相談役は学識経験のある者の内から理事会の議決を経て委嘱する。

第参拾壱条

# 第六章 議 (総会及役員会)

第参拾弐条 総会は通常総会と臨時総会とする。

- 2 前条の議決は総組合員の過半数の出席を要し出席組合員の過半数以上の議決に依り決する。通常総会は毎事業年度終了後二ヶ月以内に、臨時総会は必要が有る時は何時でも理事会の決議を経て理事長が召集する。
- 第参拾 参条 るものとする。 総会の招集は会日の拾日前迄に会議の目的たる事項及其の内容並に日時と場所を記載した書面を各組合員に発してす
- 第参拾四 組 合員は前項の規定に依りあらかじめ通知の有った事項に付き書面、 電磁的方法又は代理人を以って議決権を行う事

第参拾五条 第参拾五条 が出 

条の

第四 11拾弐条

2 理事会の議事録に付いては第参拾八条の規定を準用する。拾弐条 理事会は理事長がその議長となる。一、その他理事会が必要と認める事項

# 第七

<u>1</u>四参条 本 本組 組 [合は出資総額に相当する金額に迄毎年事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てるものとする。]合の事業年度は壱年とし毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日迄とする。

第四拾 五条 本組合は毎年事: 加入金及第四拾四条 本組合は毎年事業年度の剰余金のうちから左の順位及割合によって積立金を積立てるものとする。 一項但 し書に依って払い 戻しをしない金額は準備金に繰入れるものとす。

- 納税積立金 十分分の一
- し総会の議決に依り臨時緊急の費用に充てる事が出来る。項の別途積立金は納税準備金として積立てるものとする。

六 条 但

第四 拾 する。 本組合は第七条四項の事業の費用に充てるため毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越すも のと

第四 第四拾 拾 八条 七 条 四拾五条の規定に依る別途積立金並に納税積立金を控除してなお残金が有る時はこれを組合員に配当し又は翌事業年度一事業年度に於ける総益金から総損金及繰越損金を加減したるものを剰余金として第四拾四条の規定に依る準備金第 に繰り越すものとする。 剰余金の配当は総会の議決を経て主としてその事業年度に於いて組合員が組合事 業を利用した分量に応じてし、 合せ

2 払込済出資額に応じてする配当金は組合員が出資の払込を終る迄はその払込に充てるものとする。て年一割の範囲内に於て事業年度末に於ける組合員の払込済出資額に応じてする。

3 剰余金の配当の計算に付いては第弐拾参条の規定を準用する。

第四 拾 九条 損失金の補填は第四拾五条の規定に依る別途積立金第四拾四条の規定に依る法定準備金の順序に従ってするものとす

## 付 則

第五拾壱条 第 約に規定しある事項にして諸法令に背反せざるものは規約に従うものとす。 本定款に規定なき事項は中小企業等協同組合法及同施行法並に商法民法独占禁止法等の諸法令に従い別に定めたる規 本定款の変更は総会に於いて総組合員数の過半数以上が出席し、その三分の二以上の同意を必要とする。

第五拾 弐条 本組合の負担に帰すべき設立費用は金壱万円以内とし設立費用は組合設立後参年以内に償却するものとする。

## 内 規

地区とは、 市別とする。

地区別役員数(木更津地区、 君津地区、 富津地区、 袖ヶ浦地

区

 $\stackrel{-}{\prec}$ 

匹 三、 木更津地区 五名 津 . 地 区 選出方法は、 参名 富津地 連記式無記名投票、 区 参名 若しくは、指名推薦により、袖ヶ浦地区 弐名とする。 行うことが出来る。

(木更津地区、君津地区、富津地区監事弐名は、全地区より選出する。 し、翌一期二年を筆頭監事とする、なお監事は翌一期は筆頭監事を勤める。〈木更津地区、君津地区、富津地区、袖ヶ浦地区の順序にて、四地区の内二地 とし、後地区は地区内にて選出し、監事となる。) 四地区の内二地区より一名づつ選出し、一 筆頭監事は、 任期満了後、 期目 後地区へと持ち回り 二年を監事と

垂 ただし、 役員五期(十年間)以上経験者は、 特段の事由あり理事会で承認を得た時はこの限りではない。 選挙選出に伴う辞意表明が出来る。

六、 役員の定年は満75歳とすることを原則とするが、任期中はこの限りでない。

## 弔 慰 見 舞 規 約

### 千 葉 県 南 部 電 気 工 事 業 協 同 組 合

# 項 店主

第

条

第一

主

参萬円並に花輪一ヶ

第 項 家族 同居せるものとする 居せるものとする。但し別居せるも元店主及び配偶者は同居と見做す他に一組合員五百円拠出×組合員数の額

三 従業員 (要・医師の診断書) 千葉県電気工事業組合の傷病共済加入者で業務上の傷病が起因するもの(三) 子供 壱萬円並に花輪一ヶ(二) 親 弐萬円並に花輪一ヶ

壱萬円

第二 一条

要・医師の診断  $\widehat{\underline{\underline{}}}\widehat{\underline{\underline{}}}\widehat{\underline{\underline{}}}\widehat{\underline{\underline{}}}$ 

壱萬円

(二) 入院十日以上(一) 入院六十日以上第一条の第三項と同じ

第

項

従業員

五千円円

 $\stackrel{\frown}{=}\stackrel{\frown}{=}$ 家屋半損壊 三萬萬円

- 9 -

## 第

項

項 店主

第

壱 萬 萬 円

) 自宅療養三十日以上) 入院六十日以上

第

三

条

災害見舞

当組合の定款である。

代表理事 佐野 隆男千葉県南部電気工事業協同組合千葉県木更津市桜町二―七―五

以

上